

報告第 5 号

令和 3 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

令和 3 年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の健全化判断比率及び同法第 22 条第 2 項の資金不足比率について、同法第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和 4 年 9 月 28 日提出

竹富町長 前 泊 正 人

令和3年度 健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年度法律第94号)第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率

(単位:%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	6.7	27.2
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

備考 健全化判断比率のそれぞれの欄において「—」と表記されている場合は、実質赤字額又は連結実質赤字額がないことを表す。

令和3年度 資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第2項の規定に基づく資金不足比率

(単位:%)

会計区分	資金不足比率	経営健全化基準
竹富町水道事業特別会計	—	20.00
竹富町下水道事業特別会計	—	
竹富町農業集落排水事業特別会計	—	

備考 資金不足比率の欄において「—」と表記されている場合は、資金の不足額が発生していないことを表す。



供覧	町長	副町長	政策調整監	総務課長	主管課長	課員

竹 監 第 1 9 号  
令和 4 年 9 月 1 6 日



竹富町長 前泊 正人 殿

竹富町監査委員 内 盛 正  
同 上 盛 政



令和 3 年度の健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、令和 4 年 8 月 16 日付け竹財第 196 号で審査を求められた、令和 3 年度の「実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率」について、その審査を終了したので意見書を提出します。

## 令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

### 1 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率が法令等に準拠して適正に算定されているか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 2 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された、健全化判断比率及び資金不足比率は、下表に示されているとおりであり、その算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されていると認めた。

#### 記

第1表「財政健全化判断比率」

健全化判断比率	令和3年度	令和2年度	早期健全化基準	備考
① 実質赤字比率	—%	—%	15.00%	
② 連結実質赤字比率	—%	—%	20.00%	
③ 実質公債費比率	6.7%	6.4%	25.0%	
④ 将来負担比	27.2%	—%	350.0%	

※「実質収支」又は「連結実質収支」が黒字である場合、「実質赤字比率 (%)」又は「連結実質赤字比率 (%)」は「—」となって表示される。

第2表「資金不足比率」

特別会計名	資金不足比率		経営健全化基準	備考
	令和3年度	令和2年度		
水道事業特別会計	—%	—%	20.00%	
下水道事業特別会計	—%	—%	20.00%	
農業集落排水事業特別会計	—%	—%	20.00%	

※各会計の資金不足欄に「—」が表示される場合には、資金の不足額が発生していないことを表している。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和3年度の実質赤字比率は黒字となっており、算定されない。つまり、早期健全化基準の **15.00%** を下回っており良好である。

② 連結実質赤字比率について

令和3年度の連結実質赤字比率も黒字であり、算定されない。つまり、早期健全化基準の **20.00%** を下回っており良好である。

③ 実質公債費比率について

令和3年度の実質公債費比率は6.7%で、前年度(6.4%)より0.3ポイント高くなっているが、早期健全化基準の **25.0%** と比較するとこれを下回っており良好である。

④ 将来負担比率について

令和3年度の将来負担比率は27.2%で、早期健全化基準の **350.0%** を下回っており良好である。

(3) 是正改善を要する事項

特になし。